

令和3年度決算

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費調

消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について決算の説明資料等において明らかにすることとされているため、以下のとおり明示します。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 99,412 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,182,352 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	262,367	212,104			11,518	38,745
	高齢者福祉事業	2,807				643	2,164
	児童福祉事業	589,313	463,752		9,597	26,573	89,391
	小計①	854,487	675,856		9,597	38,734	130,300
社会保険	国民健康保険事業	59,164	35,058			5,524	18,582
	介護保険事業	113,746	9,255			23,944	80,547
	小計②	172,910	44,313			29,468	99,129
保健衛生	健康診査等事業	20,604	5			4,720	15,879
	予防接種事業	19,761	16			4,525	15,220
	後期高齢者医療事業	114,590	18,739			21,964	73,887
	小計③	154,955	18,760			31,209	104,986
合計(①+②+③)		1,182,352	738,929		9,597	99,411	334,415

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて案分の上、充当しています。